

証券コード：3800
平成26年5月29日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社ビーエスピー
代表取締役社長 竹 藤 浩 樹

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月17日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成26年6月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
大手町サンケイプラザ 4Fホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
（開催場所が例年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項
報告事項 1. 第32期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続更新の件
以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会終了後、引き続いて株主懇談会を開催いたします。この機会に株主の皆様からの忌憚のないご意見やご質問を賜りたいと存じますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.bsp.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。以下、当期）におけるわが国経済は、政府の複合型経済政策であるアベノミクスが功を奏して、年の後半に一服感があったものの内需主導の景気回復が続きました。これにより幅広い業種で企業業績が改善し、企業収益の増加を背景に設備投資も伸長しました。

海外経済においても、米国経済の着実な回復、後退期を脱した欧州経済、そして先進国景気の回復による外需依存新興国景気への好影響等、拡大基調で推移しました。

産業界では、円安効果や生産活動の回復に伴う企業収益の拡大により、投資マインドが改善し設備投資が持ち直すなか、ITシステムへの投資についても回復基調が続きました。

このような経済状況のもとで、当社グループでは、当期「お客様からの期待を大きく上回る製品・サービスのご提供」を合言葉に、事業コンセプトである「運用レス2.0」に則った施策展開とお客様へのソリューション提供に取り組みました。

当期の成果としましては、プロダクト事業では、お客様のシステム更新、マイグレーション時を見据えた計画的な提案活動やお客様のITサービス部門の変革のための「組織の変革」と「サービスマネジメントのシステム化」の両面からの提案活動などが大型案件の受注につながりました。メインフレーム事業では、既存のお客様のシステム更改に合わせた営業活動や災害対策のためのバックアップ構築案件の提案が受注に結びつきました。

ソリューション事業では、お客様のIT部門の業務価値創出のコンセプトである、「運用レス2.0」をベースとした提案を、グループ各部門のソリューションを連携させた総合的な観点から行い、シナジー効果をあげることができました。

下期より本格的に立ち上げたITシステムの運用代行サービスである「運用BPO（ビーピーオー）サービス」事業は、「運用レス2.0」のコンセプトに基づき、お客様のIT部門の業務の価値分析を行い、当社の自動化パッケージの開発および技術支援で培ったコストパフォーマンスの高いサービスを提供するものです。本事業は、ITリソース再配置のユーザーズとも合致し、売上は計画を上回る実績を上げました。

なお、当社は、平成26年1月24日付けにて、これまで持分法適用関連会社であった株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジー（以下、ビーコンIT）を連結子会社（議決権所有割合：53.55%）といたしました。同社のグループ化は、両社のリソースを活かし、

クラウドやビッグデータといったITビジネスの成長領域を事業に取り込むためのものです。これにより、当社グループのお客様へのサービス提供領域は、システム運用プロダクト、コンサルティング、クラウドサービスに加えビッグデータ環境でのデータ活用、海外ソフトウェア製品の開拓導入にまで広がり、今後のソリューション提供力は格段に向上することとなります。

この結果、当社グループの当期の業績は、売上高42億3百万円（前期比6.9%増）、営業利益11億81百万円（同10.0%増）、経常利益12億41百万円（同13.3%増）、当期純利益7億99百万円（同12.7%増）、1株当たり当期純利益204円76銭（前期は181円22銭）となりました。

各セグメントの状況は次のとおりです。

<プロダクト事業>

当期のプロダクト事業の売上は、15億24百万円（前期比13.3%増）、営業損失は4億43百万円（前期は5億2百万円の損失）となりました。

製品売上は5億21百万円（前期比13.3%増）、技術支援サービス売上は3億91百万円（同21.8%増）、保守サービス売上は6億10百万円（同8.5%増）となりました。

プロダクト事業全体では、既存および新規のお客様から大型案件を受注したことや、ITサービスマネジメント分野の受注好調を受け、製品売上および技術支援サービス売上、保守サービス売上ともに前期比で増加しました。

また、海外売上においては、中国上海の日系企業を中心に製品販売が増加しました。

（運用自動化分野）

運用自動化分野の売上は、5億69百万円（前期比1.8%減）となりました。

お客様のシステム運用に対するコストパフォーマンス要求が高まるなか、平成25年10月、当社主力製品であるジョブ管理ツール「A-AUTO（エーオート）」にサーバ監視機能を追加した新バージョンVer8.0を発売しました。このサーバ監視機能の追加により、従来バージョンの「A-AUTO」と他社製品を並行利用されていた既存のお客様から、新バージョンの「A-AUTO」を利用した一括管理への移行案件を受注するなど、機能拡充が奏功しました。

新規のお客様向けには、株式会社ビーエスピーソリューションズのコンサルタントと協働し、お客様のシステム運用管理基盤の上流設計から移行、運用設計まで含めた総合的な提案を行い、大型案件を受注しました。なお、当分野における他社製品の保守料に掛かる売上について、当期よりプロダクト事業のその他に移管しました。

（帳票システム分野）

帳票システム分野の売上は、6億22百万円（前期比1.1%増）となりました。

これまでに帳票システムの入れ替えを行ったお客様に対し、システム更改時期を見据えた計画的な提案活動に努めた結果、既存のお客様の大規模システム構築案件および技術支援案件を受注したほか、新規のお客様から、他社帳票基盤製品からのリプレース案件を受注しました。

また、帳票出力システムのクラウド化のニーズを捉え、帳票クラウドサービスやビーコンITが提供する情報活用ツールといった当社にとって新たな帳票ビジネスを視野に、サービスメニューの整備に取り組んでおります。

（ITサービスマネジメント分野）

ITサービスマネジメント分野の売上は、2億51百万円（前期比102.5%増）となりました。

ITシステムの品質向上を目的に、自社内のシステム利用者からの問い合わせやインシデント管理に対応する「サービスデスク」の構築に着手されるお客様が増えています。当社のITサービスマネジメントツール「LMIS on cloud（エルミス・オン・クラウド）」が持つお客様のシステム環境に柔軟に応じられるコンフィグレーション機能が高く評価され、自社構築のシステムや競合他社のツールから、「LMIS on cloud」へのリプレース案件が増加しました。また、お客様のITサービスに対する幅広い要望にお応えするため、株式会社ビーエスピーソリューションズと運用BPO部が連携し、コンサルティングからITシステム運用業務までトータルでお客様のシステム運用をサポートする提案を行い、複数の案件を受注することができました。

また、販路拡大を図るため、下期からパートナーとの共同プロモーションへの取り組みを行い、実績を上げ始めました。

<メインフレーム事業>

当期のメインフレーム事業の売上は、23億59百万円（前期比2.1%減）、営業利益は16億97百万円（同1.9%減）となりました。

製品売上は5億31百万円（同7.9%減）、技術支援サービス売上は69百万円（同17.7%減）、保守サービス売上は17億58百万円（同0.6%増）となりました。

金融業界や生損保業界における災害対策強化に向けた取り組みの動きのなか、システム統合や増強のニーズが高まることを見据え、同業界への重点的な提案活動を行いました。

製品売上および技術支援サービス売上は、お客様のシステム更改時期に合わせた営業活動や計画的な契約締結活動に取り組んだこと、災害対策によるバックアップ構築案件が増加したことにより、既存のお客様からの受注が増加しました。保守サービス売上は、オー

ブン化やダウンサイジング化の潮流はあるものの、売上増につながるお客様との契約の見直しもあり、前期実績を上回ることができました。

<ソリューション事業>

当期のソリューション事業の売上は、1億88百万円（前期比7.4%増）、営業利益は16百万円（同205.4%増）となりました。

当期においては、下期から当社グループの事業コンセプト「運用レス2.0」を核とし、当社グループのソリューションを組み合わせた提案活動に取り組んだ結果、コンセプトに共感していただいたお客様からのシステム運用基盤構築案件の受注につながりました。

また、コンサルティングからシステム運用設計、日々の運用まで含めたお客様のITシステム運用をトータルで支援する提案が奏功し、大型案件を受注するなど堅調に推移しました。

<運用BPO事業>（当期第3四半期からの新セグメント）

本セグメントは、平成25年10月より始動した「運用レス2.0」のコンセプトに基づく運用BPOサービスの立ち上げに伴い、当期の第3四半期から新セグメントとして追加したものです。

当期の運用BPO事業の売上は、1億31百万円、営業損失は38百万円となりました。

本事業においては、当社のベテラン技術者が持つスキルやノウハウを活かし、お客様との間でシステム運用に関わる課題の共有化に取り組みました。これにより、お客様の課題解決に資する効果的な提案を行うことができ、システム移行案件やサービスデスク構築案件を受注するなど、本事業は予定通りの立ち上がりとなりました。

＜研究開発費について＞

当期の研究開発費は 2 億 73 百万円（前期比 39.5% 減）、対売上高比率は 6.5%（前期は 11.5%）となりました。

当期は、前期に引き続き運用自動化、帳票および IT サービスマネジメントの 3 領域における主力製品の研究開発を行いました。また、平成 24 年 11 月に発足させた「次期技術開発チーム」において、スピード重視の時代に適した研究開発手法であるアジャイル方式を取り入れた結果、研究開発費は前期比で減少しました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、当期において設備投資として重要なものではありませんでした。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、当期において重要な資金調達はありませんでした。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 1 行と総額 10 億円のコミットメントライン設定契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成 26 年 1 月に、株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーの株式を追加取得（取得価額 901 百万円）し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 29 期 平成22年度	第 30 期 平成23年度	第 31 期 平成24年度	第 32 期 (当連結会計年度) 平成25年度
売 上 高 (百 万 円)	3,537	3,840	3,931	4,203
経 常 利 益 (百 万 円)	727	892	1,096	1,241
当 期 純 利 益 (百 万 円)	412	471	709	799
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	101円89銭	119円35銭	181円22銭	204円76銭
総 資 産 (百 万 円)	7,179	7,610	8,070	11,412
純 資 産 (百 万 円)	6,201	6,466	7,034	8,551
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,568円42銭	1,635円35銭	1,800円83銭	1,923円20銭

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジー	809百万円	53.5%	ソフトウェアの開発・販売
株式会社ビーエスピーソリューションズ	150百万円	100.0%	ITシステム運用に関するソリューションの提供
株式会社データ総研	90百万円	31.6%	データベース設計に関連した コンサルティング
株式会社アスペックス	45百万円	45.3%	A S P 事業の運営
株式会社ビーティス	25百万円	35.7%	ソフトウェアの開発・販売
備 実 必 (上 海) 軟 件 科 技 有 限 公 司 (中 国)	300千米ドル	100.0%	ソフトウェアの開発・販売

(注) 株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーについて、前期は持分法適用関連会社でありましたが、当期において当社が同社株式を追加取得したことにより子会社となっております。

また、株式会社データ総研、株式会社アスペックス及び株式会社ビーティスは同社の子会社であり、いずれも当社の間接出資会社であります。

(4) 対処すべき課題

急速なIT技術の進歩は、ユーザ企業自身の変革と、それに対する、IT企業としての私たちが持つ役割の質的変革を求めています。

当社グループは、「しなやかなITで世界中の働く人を豊かにする」のビジョンの下、事業領域を、「データ活用」「システム運用」「クラウドサービス」「BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）」「BCP（ビジネス・コンティンジェンシー・プラン）」「コンサルティング・人材育成」の6つに定め、以下の観点を経営戦略に織り込み、お客様の企業価値創造に貢献するよう努めてまいります。

世界においてさまざまなIT技術が生まれ活用されるまでの時間的経過をみると、期待度とともに、技術の黎明期、期待のピーク期、成熟期から安定期に至るサイクルがあると言われます。そのようなITソリューションの特性を考慮し、当社グループとしては、それぞれの事業領域において取り扱う製品やサービスについて、その投資と回収をバランスさせることが重要になると認識しております。

製品とサービスからなるソリューションのラインナップにあたっては、それぞれのソリューションを「投資」、「成長拡大」、「継続再成長」のステージ別に位置付け、事業成長に向けた最適化に取り組んでまいります。

また、当社グループの事業コンセプトである「運用レス」の進化と、それに則ったソリューションの提供を通じて、お客様の持つITリソースを「コスト削減、効率向上に資する領域」と「企業価値向上、価値創造に貢献する領域」の観点から最適化できるよう、価値創造のための支援を行ってまいります。

そのためには、当社グループの経営資源だけではなく、外部の企業とのパートナーシップや協業を積極的に進めていく必要があると認識しております。

当社グループといたしましては、上記のような課題認識と取り組みを通じ、最新のテクノロジーをお客様のビジネス戦略、ワークスタイルの変革に活かすことができるよう事業にまい進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

ITシステム運用におけるパッケージソフトウェアの開発、販売およびサポートサービスの提供

ITシステム運用に関するコンサルテーション、ソリューションの提供

(6) 主要な営業所（平成26年3月31日現在）

本社 東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟

BSP R&Dセンター 東京都品川区東品川1-2-5 NOF品川港南ビル

大阪事業所 大阪府中央区博労町3-6-1 御堂筋エスジービル

名古屋事業所 名古屋市西区名駅3-9-37 48KTビル

福岡事業所 福岡市博多区博多駅東2-2-2 博多東ハニービル

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プロダクト事業	136名	27名減
メインフレーム事業	7名	7名減
ソリューション事業	12名	増減なし
運用BPO事業	25名	25名増
その他の	235名	197名増
合計	415名	188名増

(注) 使用人数は就業員数で記載しております（「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません）。なお、使用人数が前連結会計年度末と比べて188名増加しましたが、その主な理由は、当連結会計年度において株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーを連結子会社化したためであります。また、その他として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門、研究開発部門に所属しているものおよび株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーおよびその子会社の使用人であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
179名	2名減	37.7歳	9.4年

(注) 使用人数は就業員数で記載しております（「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません）。また、平均年齢および平均勤続年数の小数点第2位以下は四捨五入して記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	150百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,250,000株 |
| ③ 株主数 | 1,571名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ビ ジ ネ ス コ ン サ ル タ ン ト	440,000株	11.13%
株 式 会 社 リ ン ク レ ア	360,000株	9.10%
株 式 会 社 ビ ー コ ン イ ン フ ォ メ ー シ ョ ン テ ク ノ ロ ジ ー	235,000株	5.94%
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	222,500株	5.62%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	187,400株	4.74%
ビ ー エ ス ピ ー 社 員 持 株 会	165,450株	4.18%
T I S 株 式 会 社	145,800株	3.68%
株 式 会 社 ク エ ス ト	137,000株	3.46%
株 式 会 社 み ど り 会	135,000株	3.41%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	129,200株	3.26%

（注） 持株比率は自己株式（296,238株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 等
代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	竹 藤 浩 樹	海外業務管掌、内部監査室管掌、プレミアムカスタマ部担当
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	増 田 栄 治	営業本部管掌 兼 営業本部長 兼 株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジー 取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	古 川 章 浩	プロダクト事業本部管掌、プロダクト事業本部ITサービスマネジメント部担当、コーポレート企画室長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	秋 山 幸 廣	支援本部管掌、広報IR室管掌、支援本部担当 兼 支援部長 兼 経理部長
取 締 役	江 藤 紀 海	
取 締 役	渡 邊 治 巳	ブレインセラーズ・ドットコム株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	山 口 謙 二	
監 査 役	葛 西 清	株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジー 監査役
監 査 役	東 三 郎	株式会社ビジネスコンサルタント フェロー役員

- (注) 1. 取締役 江藤紀海氏ならびに渡邊治巳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、江藤紀海氏ならびに渡邊治巳氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 葛西清氏ならびに東三郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 山口謙二氏、葛西清氏および東三郎氏は、監査役としての職務を遂行するうえでの相当の見識、経験等を有しております。また、葛西清氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は執行役員制を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--|
| 執行役員 北野 裕行 | 営業本部 副本部長 兼 東日本営業部長 兼 株式会社ビーエスピーソリューションズ 代表取締役社長 |
| 執行役員 東 賢一 | 帳票システム部担当 兼 品質保証室長 兼 次期技術開発担当 |
| 執行役員 沼田 貴寿 | 海外業務担当 兼 備実必（上海）軟件科技有限公司（BSP上海）総経理 |
| 執行役員 結城 淳 | 運用オートメーション部長 |
| 執行役員 小池 拓 | プレミアムカスタマ部長 |

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

平成25年6月13日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって、社外監査役 南谷一生氏は任期満了により退任いたしました。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	174,811千円 (19,060千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	33,791千円 (19,631千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (5名)	208,602千円 (38,691千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、基本報酬171,141千円（うち社外取締役18,350千円）および役員賞与3,670千円（うち社外取締役710千円）が含まれております。
2. 監査役の報酬等の額には、基本報酬31,705千円（うち社外監査役18,450千円）および役員賞与2,086千円（うち社外監査役1,181千円）が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成12年6月28日開催の第18期定時株主総会において年額2億50百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第24期定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。
6. 当該事業年度において、社外役員が子会社から役員として受けた報酬等の総額は2,060千円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼務の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 渡邊治巳氏は、ブレインセラーズ・ドットコム株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、同社との間には製品販売等において業務提携契約を締結しております。
- ・監査役 葛西清氏は、株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーの監査役を兼務しております。なお、同社は当社の子会社であり、同社との間には製品販売等において業務提携契約を締結しております。

- ・監査役 東三郎氏は、株式会社ビジネスコンサルタントのフェロー役員を兼務しております。フェロー役員とは、株式会社ビジネスコンサルタントの職制のひとつであって、会社法上の取締役、監査役ではありません。同社の高度な専門性および豊富な経験を有するコンサルタントの中で、卓越した実績をあげているとして同社取締役会が選任した者に与えられる職制の名称です。なお、同社との間には製品販売等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 江藤 紀海	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。他社において長年経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
取締役 渡邊 治巳	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。他社において長年経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役 葛西 清	当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席いたしました。他社においてリスク管理および法務業務に長年携わった経験と知見から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 東 三郎	平成25年6月13日就任以降に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。他社において、コンサルタントとしての長年にわたる経験と知見から適宜発言を行っております。また、平成25年6月13日就任以降に開催された監査役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等

(i) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 28,800千円

(ii) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 28,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成21年5月8日の取締役会において決議し、平成26年4月18日の取締役会において再確認した内容は以下のとおりであります。

① 職務執行の基本方針

当社は、平成26年3月に次のとおり「企業理念」を改訂し、新たに「行動指針」を作成し、すべての取締役および従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者をいいます。）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【企業理念】

私たちは、しなやかなITを使い、社会の発展とより良い未来の創造に貢献する企業を目指します。

【行動指針】

1. ユニーク

私たちは、ITの先導役として、ユニークな発想で、これまでにない製品やサービスを提供します。

2. 誠実

私たちは、企業として永続するために、すべてのステークホルダーに対して、誠実であり続けます。

3. 利他

私たちは、お客様の利益に資する『利他』の精神で行動します。

4. 変化、挑戦

私たちは、変化へ俊敏に対応し、未知の事に挑戦し続けます。同時に、失敗からも学ぶ逞しい精神を大切にします。

5. 結束

私たちは、無難な判断を排し、納得するまで議論を尽くします。そして、目標達成に向かって心をひとつにし、結果を出します。

6. グローバル

私たちは、世界中の国や地域の文化、慣習を尊重し、ともに働き、ともに学び、地域の発展に貢献します。

7. 凛

私たちは、企業人として法令と社会ルールを遵守し、凛としてしなやかに行動します。

当社は、この「企業理念」および「行動指針」の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役および従業員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「企業理念」および「行動指針」を周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとします。
- (ii) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督することとします。
- (iii) 法令ならびに「企業理念」および「行動指針」その他諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を設置します。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、取締役および監査役は必要に応じてこれらの閲覧を行うことができるものとします。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 当社事業の特性上重要度の高いリスクである広域災害発生時に対応するために「危機管理委員会」を設置し、緊急連絡網の整備、お客様情報の整備等を定期的 to 実施し、不測の事態発生時に速やかに対応しお客様のシステムの稼働を支援する体制を構築します。
- (ii) 既存の業務管理規程に盛り込まれている業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、内部統制要領に従った、全社的なリスク管理体制を整備します。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
- (ii) 決裁に関する職務権限規程において、社長執行役員決裁、担当執行役員決裁等の決裁権限を定め、特に社長執行役員による会社の業務執行の決定に資するため、原則として隔週1回（定時）で開催している執行役員会にて審議のうえ、執行決定を行います。

- (iii) 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (i) 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項について報告を求めるほか、子会社の非常勤取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行を監視・監督します。
 - (ii) 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計基準・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとします。
 - (iii) 当社の内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役および当社の取締役に報告します。
 - (iv) 子会社の監査役との情報交換の場を定期的に設けます。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨、職務分掌規程で明確化します。
 - (ii) 監査役から監査役を補助することの要請を受けた内部監査室の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとします。また、当該従業員の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会と協議のうえ決定するものとします。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (i) すべての取締役および従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行うものとします。
 - (ii) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議および執行役員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役との意思疎通を図るため、監査役の求めに応じ、半期に1回定期的な会合をもつこととします。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」に基づき、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および従業員に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の機関とも連携し、体制を整備します。

(6) 会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容およびその実現に資する取組み

当社グループは、データ活用、ITシステム運用分野において高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との安定した取引関係によって着実に業容を拡大しており、今後も当社グループが持つ強みを生かし、当社グループの企業価値ならびに株主共同の利益の増大に努めてまいります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社グループを支える多様なステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ならびに株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

このような考えのもと、当社は、平成18年6月22日付で「当社株式にかかる買収提案への対応方針」（買収防衛策）を導入いたしました。

その後、「当社株式にかかる買収提案への対応方針」（買収防衛策）の有効期限に合わせて、当社の企業価値および株主共同の利益のさらなる確保・向上を図るため、不適切な大規模買付行為に対する当社対抗策の発動の可否を直接株主の皆様にお伺いする株主意思尊重の考え方を積極的に取り入れ、当社の考え方を一層明確にしてより分かり易い内容に改定（以下、「現行プラン」といいます。）し、平成20年6月19日開催の第26期定時株主総会において継続をご承認いただきました。

さらに、当社は買収防衛策に関する議論の進展など近年のわが国の資本市場と法的・経済的環境を検討した結果、現行プランの重要性に変わるところはないと判断し、平成24年6月14日開催の第30期定時株主総会において、継続後の対応方針を「当社株式にかかる大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）として、継続が承認されました。

当社グループは、買収防衛策に関して検証した結果、本プランが、株主の皆様の適切な判断のための必要かつ十分な情報と時間を確保すること、大規模買付者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値の向上ならびに株主共同の利益に反する大量買付けを抑止し、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的とし、現行プラン内容の重要性に変わることはないと判断し、平成26年5月8日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、さらに2年間の継続をお願いすることを確認しております。なお、本プランの詳細については、後記株主総会参考書類第4号議案をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【8,971,472】	【流 動 負 債】	【2,136,176】
現 金 及 び 預 金	5,605,921	買 掛 金	219,663
売 掛 金	1,330,401	1年内返済予定の長期借入金	100,000
有 価 証 券	1,499,729	1年内償還予定の社債	100,000
た な 卸 資 産	7,307	未 払 法 人 税 等	330,860
繰 延 税 金 資 産	252,226	賞 与 引 当 金	92,572
そ の 他	298,495	役 員 賞 与 引 当 金	14,221
貸 倒 引 当 金	△22,609	保 守 サ ー ビ ス 引 当 金	103,300
【固 定 資 産】	【2,441,436】	そ の 他	1,175,559
(有 形 固 定 資 産)	(164,217)	【固 定 負 債】	【724,886】
建 物	65,354	社 債	50,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	37,363	長 期 借 入 金	50,000
土 地	61,500	長 期 未 払 金	37,403
(無 形 固 定 資 産)	(219,176)	繰 延 税 金 負 債	216,758
ソ フ ト ウ ェ ア	212,171	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	166,980
そ の 他	7,005	退 職 給 付 に 係 る 負 債	169,844
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(2,058,042)	そ の 他	33,897
投 資 有 価 証 券	1,684,779	負 債 合 計	2,861,062
差 入 保 証 金	252,476	純 資 産 の 部	
そ の 他	120,786	【株 主 資 本】	【7,281,177】
資 産 合 計	11,412,908	資 本 金	1,330,000
		資 本 剰 余 金	1,517,658
		利 益 剰 余 金	5,005,062
		自 己 株 式	△571,543
		【その他の包括利益累計額】	【80,696】
		その他有価証券評価差額金	77,891
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,805
		【少 数 株 主 持 分】	【1,189,971】
		純 資 産 合 計	8,551,845
		負 債 純 資 産 合 計	11,412,908

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年 4 月 1 日から
平成26年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		4,203,528
売	上	原	価
			513,176
売	上	総	利
			益
販	費	及	び
		一	般
		管	理
		費	
営	業		利
			益
営	業	外	収
			益
	受	取	利
			息
	受		
	取	配	当
			金
保	険	配	当
			金
	受	取	事
		務	手
			数
	受		料
	取	保	險
			金
そ		の	他
			23,055
営	業	外	費
			用
			33,749
投	資	事	業
		組	合
		運	用
			損
コ	ミ	ット	メ
		ン	ト
		フ	ィ
			一
持	分	法	に
		よ	る
			投
			資
			損
そ			失
			他
			益
経			1,041
	常		利
			益
特			1,241,972
	別		利
			益
	負	の	の
		れ	ん
			発
			生
			益
特			222,875
	別		損
			失
			146,472
段	階	取	得
		に	係
			る
			差
			損
税	金	等	調
		整	前
			当
			期
			純
			利
			益
			1,318,374
法	人	税	、
		住	民
		税	及
			び
			事
			業
			税
			額
			15,209
法	人	税	等
			調
			整
			額
			15,209
少	数	株	主
		損	益
		調	整
		前	当
			期
			純
			利
			益
			799,821
当			期
			純
			利
			益
			799,821

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,330,000	1,517,658	4,454,330	△309,132	6,992,856
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△249,089		△249,089
当 期 純 利 益			799,821		799,821
自 己 株 式 の 取 得				△98	△98
持分法の適用範囲の変動				8,232	8,232
連 結 範 囲 の 変 動				△270,544	△270,544
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	550,732	△262,410	288,321
当連結会計年度末残高	1,330,000	1,517,658	5,005,062	△571,543	7,281,177

	その他の包括利益累計額			少 数 株 主 分 持	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘	そ の 他 の 包 括 累 計 額 の 益 計 合		
当連結会計年度期首残高	43,539	△1,904	41,634	－	7,034,490
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△249,089
当 期 純 利 益					799,821
自 己 株 式 の 取 得					△98
持分法の適用範囲の変動					8,232
連 結 範 囲 の 変 動					△270,544
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	34,351	4,710	39,061	1,189,971	1,229,033
当連結会計年度変動額合計	34,351	4,710	39,061	1,189,971	1,517,355
当連結会計年度末残高	77,891	2,805	80,696	1,189,971	8,551,845

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

子会社は、全て連結しております。

- ・ 連結子会社の数 8社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジー
株式会社ビーエスピーソリューションズ
株式会社データ総研
株式会社アスペックス
株式会社ビーティス
株式会社ビーアイティ・サポート
備実必（上海）軟件科技有限公司
必科温信息技术（上海）有限公司

前連結会計年度に持分法適用会社であった株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーについては、当連結会計年度において同社株式を追加取得し当社の子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、これに伴い、同社の子会社である株式会社データ総研、株式会社アスペックス、株式会社ビーティス、株式会社ビーアイティ・サポート及び必科温信息技术（上海）有限公司も連結の範囲に含めております。

なお、みなし取得日を平成26年3月31日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・ 前連結会計年度に持分法適用会社であった株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーは、当社が当連結会計年度において同社株式を追加取得し連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法を適用していない関連会社の状況

・ Beacon IT Solutions Pty. Limitedは、清算手続き中であり、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、備実必（上海）軟件科技有限公司及び必科温信息技术（上海）有限公司の事業年度の末日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 仕掛品

個別法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

また、当社及び国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5％に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5％相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアは販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法によっております。自社利用目的のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ハ．リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して
おります。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ．貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒
実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収
可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ．賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担
すべき支給見込額を計上しております。
- ハ．役員賞与引当金
役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上
しております。
- ニ．保守サービス引当金
将来の保守サービスに係る費用の発生に備えるため、当連結会計
年度に負担すべき支出見込額を計上しております。
- ホ．役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給
額の全額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基
づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
また、退職給付債務の計算については、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適
用指針第25号）に定める簡便法に基づき算定しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ．重要な収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェア開発プロジェクトに係る売上高及び売上原価の計上基準
・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト
工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）
・その他のプロジェクト
工事完成基準
- ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理
しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は在外子会社の連結決算日の直物
為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しており
ます。
- ハ．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 700,000千円
ビーエスピー共済会の金融機関からの借入枠200,000千円及びビーコン インフォメーション テクノロジー共済会の同借入枠500,000千円に対して、それぞれ担保を提供しております。

また、平成26年3月31日における担保資産に対応する債務残高は、「(3) 保証債務」に記載のとおりであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 695,879千円

(3) 保証債務

ビーエスピー共済会、ビーコン インフォメーション テクノロジー共済会及び株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーの従業員の借入金に対して債務保証を行っており、内訳は次のとおりであります。

保 証 先	金 額 (千 円)	内 容
ビーエスピー共済会	23,221	金融機関からの借入金
ビーコン インフォメーション テクノロジー共済会	441,532	金融機関からの借入金
従業員	853	金融機関からの借入金
合 計	465,607	

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	4,250千株	一千株	一千株	4,250千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	343,757株	78,316株	一株	422,073株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分52株及び連結子会社の持分割合変動による増加分78,264株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成25年6月13日開催の第31期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 130,475千円
- ・ 1株当たり配当額 33.00円
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年6月14日

ロ. 平成25年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 118,613千円
- ・ 1株当たり配当額 30.00円
- ・ 基準日 平成25年9月30日
- ・ 効力発生日 平成25年12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

本総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 118,612千円
- ・ 1株当たり配当額 30.00円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月19日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、売買差益を獲得する目的や投機的目的のための運用は行わない方針であります。

資金調達については、中長期的な事業計画に照らして、必要な資金を内部留保、金融機関からの借入れ及び社債の発行等により調達しております。また、突発的な資金需要に対応するため、貸出コミットメントラインを設定しております。

投資有価証券は、取引先企業との業務・資本提携等関係強化を目的として中長期的に保有することを原則としております。

デリバティブは、資金運用を目的とする複合金融商品のみを利用しており、売買差益を獲得する目的や投機的目的のために単独で利用することは行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びに管理体制

イ、営業債権である売掛金は、お客様の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社グループの「販売管理規程」及び「与信管理規程」等の規程類に従って、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ、有価証券は満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されておりますが、格付けの高い債券のみに対象を限定し、定期的に発行体の財務状況を把握することにより、リスクの低減を図っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することにより減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

ハ、営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

また、借入金及び社債は、主に市場販売目的のソフトウェア開発等に要する資金の調達を目的としたものであり、このうちの一部は金利の変動リスクに晒されております。

これら営業債務、借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	5,605,921	5,605,921	－
② 売掛金	1,330,401	1,330,401	－
③ 有価証券及び投資有価証券	2,036,958	2,036,418	△540
資産計	8,973,280	8,972,740	△540
① 買掛金	219,663	219,663	－
② 未払法人税等	330,860	330,860	－
③ 社債	150,000	149,920	△79
④ 長期借入金	150,000	150,223	223
負債計	850,524	850,668	143
デリバティブ取引	－	－	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は証券取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

① 買掛金、② 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 社債

当該社債の時価については、市場価格がないため、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

④ 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当連結会計年度末において、取引残高はありません。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,057,618千円）及び投資事業有限責任組合に対する出資金（連結貸借対照表計上額89,931千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ③ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	5,605,921
売掛金	1,330,401
有価証券	1,500,000
合計	8,436,322

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,923円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 204円76銭 |

貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【5,877,771】	【流 動 負 債】	【1,135,068】
現 金 及 び 預 金	3,447,655	買 掛 金	76,017
売 掛 金	725,448	リ ー ス 債 務	1,510
有 価 証 券	1,499,729	未 払 金	196,502
仕 掛 品	1,008	未 払 費 用	50,836
貯 蔵 品	458	未 払 法 人 税 等	322,359
前 払 費 用	45,581	未 払 消 費 税 等	27,640
繰 延 税 金 資 産	105,662	前 受 金	295,217
そ の 他	52,226	預 り 金	14,203
【固 定 資 産】	【2,902,686】	賞 与 引 当 金	40,475
(有 形 固 定 資 産)	(62,824)	役 員 賞 与 引 当 金	5,756
建 物	43,802	保 守 サービス 引 当 金	103,300
工 具、器 具 及 び 備 品	19,021	そ の 他	1,248
(無 形 固 定 資 産)	(39,335)	【固 定 負 債】	【54,181】
ソ フ ト ウ ェ ア	37,856	長 期 未 払 金	25,055
電 話 加 入 権	1,478	繰 延 税 金 負 債	29,125
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(2,800,527)	負 債 合 計	1,189,250
投 資 有 価 証 券	833,769	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	1,757,349	【株 主 資 本】	【7,513,316】
出 資 金	17,100	(資 本 金)	(1,330,000)
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	9,000	(資 本 剰 余 金)	(1,450,500)
差 入 保 証 金	155,251	資 本 準 備 金	1,450,500
そ の 他	30,079	(利 益 剰 余 金)	(5,033,815)
貸 倒 引 当 金	△2,023	利 益 準 備 金	120,000
資 産 合 計	8,780,457	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,913,815
		別 途 積 立 金	1,982,200
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,931,615
		(自 己 株 式)	(△300,998)
		【評 価 ・ 換 算 差 額 等】	【77,891】
		(その他有価証券評価差額金)	(77,891)
		純 資 産 合 計	7,591,207
		負 債 純 資 産 合 計	8,780,457

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,975,896
売上原価	408,943
売上総利益	3,566,953
販売費及び一般管理費	2,352,143
営業利益	1,214,809
営業外収益	95,501
受取利息	4,140
受取配当金	35,690
受取事務手数料	14,600
受取保険金	27,040
保険配当金	3,153
その他	10,877
営業外費用	6,112
投資事業組合運用損	2,883
コミットメントファイ	1,000
貸倒引当金繰入額	2,023
その他	205
経常利益	1,304,199
特別損失	32,850
子会社株式評価損	32,850
税引前当期純利益	1,271,349
法人税、住民税及び事業税	498,902
法人税等調整額	15,209
当期純利益	757,237

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年 4 月 1 日から)
(平成26年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,330,000	1,450,500	1,450,500	120,000	1,982,200	2,423,467	4,525,667	△300,900	7,005,267
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△249,089	△249,089		△249,089
当 期 純 利 益						757,237	757,237		757,237
自 己 株 式 の 取 得								△98	△98
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	508,147	508,147	△98	508,049
当 期 末 残 高	1,330,000	1,450,500	1,450,500	120,000	1,982,200	2,931,615	5,033,815	△300,998	7,513,316

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	41,433	41,433	7,046,700
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△249,089
当 期 純 利 益			757,237
自己株式の取得			△98
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	36,457	36,457	36,457
当期変動額合計	36,457	36,457	544,506
当 期 末 残 高	77,891	77,891	7,591,207

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）
- ② 関係会社株式

移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のあるもの

移動平均法による原価法
- ・時価のないもの

個別法による原価法
- たな卸資産の評価基準及び評価方法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- イ. 仕掛品

最終仕入原価法による原価法
- ロ. 貯蔵品

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・市場販売目的のソフトウェア	3年
・自社利用目的のソフトウェア	5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 保守サービス引当金

将来の保守サービスに係る費用の発生に備えるため、当事業年度に負担すべき支出見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金

200,000千円

ビーエスピー共済会の金融機関からの借入枠200,000千円に対して担保を提供しております。

また、平成26年3月31日における担保資産に対応する債務残高は、「(3) 保証債務」に記載のとおりであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

178,488千円

(3) 保証債務

ビーエスピー共済会の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

保 証 先	金 額	内 容
ビ ー エ ス ピ ー 共 済 会	23,221千円	金融機関からの借入金

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

① 短期金銭債権

103,395千円

② 短期金銭債務

14,762千円

③ 長期金銭債権

9,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	17,224千円
② 営業費用	56,470千円
③ 営業取引以外の取引高	25,156千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	296,186株	52株	一株	296,238株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分52株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(流動の部)

賞与引当金	14,425千円
保守サービス引当金	36,816千円
未払事業税	11,264千円
未払期末賞与	35,136千円
その他	8,019千円
繰延税金資産合計	105,662千円

(固定の部)

投資有価証券評価損	60,588千円
役員退職慰労金	8,929千円
ゴルフ会員権評価損	8,835千円
その他	6,886千円
繰延税金資産小計	85,239千円
評価性引当額	△70,623千円
繰延税金資産合計	14,616千円
その他有価証券評価差額金	43,742千円
繰延税金負債合計	43,742千円
繰延税金負債純額	29,125千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,090千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (3) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,920円00銭
- (2) 1株当たり当期純利益 191円52銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

株式会社ビーエスピー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	山	弘	幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	谷		績	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビーエスピーの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーエスピー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

株式会社ビーエスピー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	山	弘	幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	谷		績	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーエスピーの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、平成25年6月13日開催の監査役会において監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担を協議し、決定いたしました。また、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の付議議案についての事前審査、各監査役の活動状況およびその結果の共有ならびに意見交換を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、重要な会議の議事録および決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。国内外の子会社については、各監査役が子会社の監査役を兼務し、担当子会社の取締役会に出席するとともに、取締役および使用人等と意思疎通および情報交換を図り、その事業および財産の状況を調査いたしました。

- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (4) 内部監査部門については、事前に監査計画につき協議を行い、実施した監査の結果について監査終了の都度、監査役会等において報告を受け、意見交換を行い、内部統制システムの整備状況について協議いたしました。
- (5) 事業報告等に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

会計監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一． 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二． 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三． 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四． 事業報告等に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告等に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月29日

株式会社ビーエスピー 監査役会

常勤監査役 山 口 謙 二 ㊞

監査役
(社外監査役) 葛 西 清 ㊞

監査役
(社外監査役) 東 三 郎 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、長期的な観点から企業価値の増大に努めるとともに、株主の皆様へ長期にわたって安定的な利益還元を行うことを経営の重要課題として認識しております。

配当による利益還元については、将来の成長に必要な投資、健全な財務体質の維持向上に充てる内部留保の水準等を総合的に考慮したうえで、連結配当性向30%以上を目処として年間配当額を決定し、中間および期末配当を継続して実施することを、上場以来の基本方針としております。

この基本方針に基づき、期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、118,612,860円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月19日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役の竹藤浩樹氏、増田栄治氏、秋山幸廣氏、江藤紀海氏は任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、 重要 (社外に おける 地位・担 当状況)	所有する 当社株式の数
1	 たけ ふじ ひろ き 竹 藤 浩 樹 (昭和36年7月22日生)	平成6年4月 当社入社 平成11年6月 取締役カスタマサービス部長 平成15年1月 BSP International Corp.CEO 平成15年10月 当社常務取締役技術本部長 平成16年4月 代表取締役社長 平成20年4月 代表取締役社長執行役員 平成23年4月 代表取締役社長執行役員、 海外業務管掌、内部監査室管掌、 プレミアムカスタム部担当 平成26年4月 代表取締役 社長執行役員 海外業務 管掌、内部監査室管掌、次期技術開発 管掌、プレミアムカスタム部担当 (現在に至る)	98,400株
2	 ます だ えい じ 増 田 栄 治 (昭和35年5月1日生)	平成6年4月 当社入社 平成11年6月 取締役営業部長 平成13年4月 株式会社ビーエスピーソリューションズ 常務取締役 平成15年4月 同社専務取締役 平成16年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 当社取締役専務執行役員、 営業本部管掌 平成25年6月 取締役専務執行役員 営業本部管掌 兼 株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジー取締役 平成26年4月 当社取締役 兼 株式会社ビーコン イン フォメーション テクノロジー取締役 専務執行役員 ITP 本部、中部西日本 統括本部管掌 (現在に至る)	68,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社の要 (重なる地位・担当)	所有する 当社株式の数
3	 あき やま ゆき ひろ 秋 山 幸 廣 (昭和32年4月3日生)	昭和55年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成14年1月 同行原宿法人営業部部長兼支店長 平成16年1月 同行金融法人部部長 平成18年6月 同行銀座支社 兼 月島支社 支社長 平成21年5月 当社入社経理部長 平成21年12月 執行役員支援本部長 兼 支援部長 兼 経理部長 平成22年6月 取締役執行役員、支援本部長、 広報IR室担当、兼 支援本部兼経理部長 平成23年4月 取締役常務執行役員、支援本部管掌、 広報IR室管掌、 支援本部担当兼支援部長 兼 経理部長 平成26年4月 取締役常務執行役員、支援本部管掌、 広報IR室管掌、 支援本部担当兼支援部長 兼 経理部長 兼 株式会社ビーエスピーソリューションズ 代表取締役社長(現在に至る)	24,000株
4	 きた の ひろ ゆき 北 野 裕 行 (昭和45年10月22日生)	平成6年4月 当社入社 平成21年4月 株式会社ビーエスピーソリューションズ 第一カンパニー 部長 平成24年4月 執行役員 営業本部担当 兼 株式会社 ビーエスピーソリューションズ 代表 取締役社長 平成25年10月 執行役員 営業本部 副本部長 兼 東日 本営業部長 兼 株式会社ビーエスピー ソリューションズ 代表取締役社長 平成26年4月 執行役員 営業本部長 兼 東日本営業部 長 兼 西日本統括部長 (現在に至る)	10,500株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠の社外監査役である菅昭雄氏を選任した昨年の総会決議は効力を失うため、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、引き続き補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
 た け む ら お さ む 武 村 修 (昭和25年8月3日生)	昭和44年4月 日立造船株式会社入社 昭和62年1月 株式会社東洋情報システム (現TIS株式会社) 入社 平成7年10月 同社 管理本部経理部長 平成15年5月 クオリカ株式会社非常勤監査役 平成16年4月 TIS株式会社 グループサービスセンター 経理部長 平成18年6月 同社 常勤監査役 平成23年6月 同社 常勤監査役退任 平成23年6月 クオリカ株式会社 常勤監査役 平成23年6月 高律科(上海) 情報系統有限公司 監事 (現任) 平成25年6月 クオリカ株式会社 非常勤監査役(現任) 平成25年7月 当社顧問(現在に至る)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 武村修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 武村修氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、経理業務に長年従事し、他社での監査役としての専門的知識と豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
4. 武村修氏が補欠監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続更新の件

平成24年6月14日開催の当社第30期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式にかかる大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）は、平成26年6月18日に開催する予定の当社第32期定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了します。

これに先立ち、当社は、平成26年5月8日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組み（会社施行規則第118条第3号ロ(1)）を一部改定するとともに、平成26年6月18日に開催する予定の第32期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第18条第3号ロ(2)）として旧プランの内容を一部改定したうえで、更新すること（以下「本継続更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

本継続更新の有効期間は2年間として議案を提出いたしますので、本議案のご承認をお願いいたします。

【1】継続更新の必要性

当社は、買収防衛策に関する議論の進展など近年のわが国の資本市場と法的・経済的環境を検討した結果、買収防衛策の重要性に変わるところはないと判断し、旧プランに所要の変更を加え、本総会に本プランの2年間の継続更新を諮るものであります。

【2】継続更新に伴う変更内容の概要

本継続更新における主な変更点は以下のとおりであり、その他所要の変更を行っておりますが、旧プランからの大幅な変更点はありません。

- (1) 平成26年1月24日に株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーを子会社化したことに伴う会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組み（特に、当社事業グループの事業内容、当社グループの企業価値の源泉）の内容
- (2) 企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴の開示

本プランの継続更新および上記変更内容につきましては、監査役3名全員が、具体的運用が適正に行われることを条件として同意しております。

なお、本日現在、当社に対する当社株式の大規模買付行為の提案、申し入れ等は一切ありませんので、念のため申し添えます。また、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙5の通りです。

【3】継続更新後の本プランの内容

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株式の自由な取引が認められている以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、そのような買付提案を一概に否定すべきではないと考えております。

しかしながら、近年の株式市場においては、買付の対象会社（以下、対象会社）の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、各ステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組み

1 当社グループの事業内容

当社グループ（当社および子会社である株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジー、株式会社ビーエスピーソリューションズ、備実必（上海）軟件科技有限公司（略称BSP上海）ならびに孫会社である株式会社アスペックス、株式会社ビーティス、株式会社データ総研の主要7社により構成しております。）は、ITシステム運用、データ活用の両分野における「プロダクト事業」、メインフレーム系製品を取り扱う「メインフレーム事業」、独自のノウハウ等を活かしたコンサルティングや人材育成サービス等を行う「ソリューション事業」およびITシステムの運用代行サービスである「運用BPO事業」を行っております。当社グループのお客様は、金融機関、大手民間企業ならびに指定されたシステムインテグレータを通じての官公庁等であります。

ITシステム運用とは、基幹業務システムで使われている各種コンピュータやシステムを正確かつ効率的に使用することによって、企業等の活動に必要な情報が常に正確かつタイムリーに処理されるようシステムを動かすことであります。ITシステム運用が正しく行われていなければ、情報の流通が滞り、さまざまな業務に支障をもたらし、結果として企業等の活動に大きな影響を与えることとなります。また、データ活用とは、インターネットの普及やコンピュータの能力向上により、非定型でリアルタイムに生成される膨大なデジタルデータを、分析・活用し、企業の事業戦略に生かしていくことであります。

当社グループの事業は、基幹業務システムの運用管理を安定的・効率的に行う製品とお客様の高度なデータ活用を実現する製品を開発・販売・サポートすることと、これらに係わる各種のソリューションサービスの提供であります。

2 当社グループの企業価値の源泉

プロダクト事業およびメインフレーム事業においては、企業が有する基幹業務システムの運用管理のための製品を自ら開発し、販売しております。当社が提供する製品は、大型コンピュータからUNIX、Windows、Linuxなど、企業が利用するマシン環境に広く対応しているため、コンピュータの種類やメーカーに左右されない基幹業務システムの運用管理が可能となります。また、当社グループが提供しております保守サービスは、24時間365日のサポートはもちろん、製品バージョンアップの無償提供、さらにはお客様のマシン環境が変化した場合でも従来同様ご利用いただける独自のライセンス交換サービスを提供するなどの優位性の高いサービスを提供しており、長年にわたって継続してご利用いただける点で極めて高い評価を得ております。

データ活用事業では、ビッグデータ環境下、お客様がデータ活用やシステム連携などを実現するためのツールを中心とした製品およびサービスの提供を通じ、お客様のビジネスにとって新たな価値づくりの支援を行っております。

ソリューション事業においては、ITシステム運用に関するソリューションサービスや会員制サービス「シスドック」等を提供しております。ソリューションサービスとしては、基幹業務システムの運用に関する各種コンサルティング、受託開発およびシステム統合等システム移行に伴う支援を行っております。会員制サービス「シスドック」は、当社グループのコンサルタントがお客様を訪問し、ITシステム運用に関するアドバイス等を行っております。

運用BPO事業においては、専任組織に運用事業に長けたベテラン技術者を重点配置し、メンバーが持つスキルやノウハウを活かし、ユーザニーズを適切に捉えたITシステム運用の改善提案を行い、システム移行案件や、サービスデスク構築案件の支援を行っております。

当社グループの技術およびサービスは、幅広い業界から高い評価をいただいており、多くのお客様による長期間にわたる製品やサービスのご利用を通じ、当社グループの確固たる事業基盤が作られております。

当社グループが提供するこれらの主たる事業は、当社グループの高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との良好かつ安定した取引関係の上に成り立っており、当社グループの企業価値および株主共同の利益の源泉であります。

3 企業価値向上のための取組み

当社グループでは、優れた商品開発のために長期的なスパンでの研究開発投資を行い、技術力を支える人材育成のためのプログラムを実施しております。当社グループの技術力および人材が、高品質かつ高付加価値サービスを支えております。

当社グループは、その高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との安定した取引関係によって着実に業容を拡大しており、今後も当社グループが持つ強みを生かし、当社グループの企業価値および株主共同の利益の増大に努めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものであります。

当社は、上場企業として、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、当該大規模買付に応じるべきかのご判断や、当該大規模買付者に対して当社の経営を委ねることの是非に関する最終的なご判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかし、経営陣との十分な交渉や合意を経ることなく行われる株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益を明らかに侵害するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしするために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なからず存在いたします。

特に当社では、企業価値および株主共同の利益をさらに向上させるため、長期的なスパンでの研究開発投資を実施し、当社グループの高い技術力を支える人材を育成するためのプログラムを実施しております。仮に、当社株式を大量に取得し、当社の経営権を奪う者が現われた場合、その者が当社の企業価値の源泉を理解せず、それを生かすための諸施策を継続しなければ当社の企業価値は毀損されることとなります。また、当社がお客様に対して実施してきたきめ細かなアフターケア、保守サービス、特に製品バージョンアップの無償提供やライセンス交換サービスなどが維持されなければ、当社はおお客様の支持を大きく失うこととなります。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保すると共に、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益に反する大規模買付を

抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。このような基本方針および近時の司法判断の内容等に鑑み、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下の本プランの内容を継続することを決議いたしました。

2 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）が20%以上となる当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対し、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。かかる目的を実現するため、大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為につき評価・意見・代替案の提示のために必要な一定の評価期間（後記（4）「取締役会による評価期間の設定」をご参照）の経過後、もしくは対抗措置発動に関する株主総会決議後に大規模買付行為を開始するというものであります。

注1：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われる者を含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たって、総議決権（同法第27条の2第8項

に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(2) 企業価値検討委員会の設置

本プランにおいては、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合、あるいは大規模買付者の買付け等が当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する場合には、具体的な対抗措置を発動することがありますが、具体的な対抗措置が当社取締役会の恣意に基づき発動されることを防止するために、当社は3名以上の委員からなる企業価値検討委員会を設置いたします。

企業価値検討委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項、および企業価値検討委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に勧告あるいは意見表明を行います。

企業価値検討委員会の勧告・意見表明には法的な拘束力はないものの、企業価値検討委員会が行う勧告については、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとしております。また対抗措置の発動には、必ずこのような企業価値検討委員会の勧告を経なければならないものと定款に定めることにより、取締役会の判断の公正を確保する手段として実質的に機能するよう位置付けております。

企業価値検討委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、監査役および各委員も有し、その招集が確実に行われるように配慮いたします。

大規模買付者が当社取締役会に開示した情報は遅滞なく企業価値検討委員会に提供されると同時に、企業価値検討委員会が必要があると認める時は、当社取締役会に対し当社グループに関する必要な情報の提供を求めることができるものといたします。

なお、企業価値検討委員会の委員は、平成23年6月16日開催の第29期定時株主総会終結後に開催された取締役会において新たに選任された1名を含む3名となっております。委員の氏名および略歴は、別紙4をご参照ください。

(3) 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「買収意向表明書」をご提出いただきます。当該買収意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、大規模買付者から買収意向表明書を受領した場合には速やかにその旨を開示すると共に、買収意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役

会に対して提供していただく必要情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付いたします。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりであります。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容）
- ②大規模買付者による当社株式取得の目的および想定する株式の取得方法（買付対価の種類・価格、買付の時期を含みます。）
- ③対価の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報等を含みます。）および買付資金の裏付け
- ④大規模買付者に対する資金の供与者の名称その他の概要
- ⑤買収完了後の経営方針および事業計画（特に企業価値を持続的かつ安定的に維持・向上させる方策等）
- ⑥大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、お客様、取引先、地域社会その他の利害関係者との取引についての対応方針
- ⑦その他企業価値検討委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会が、大規模買付者により当初提出された本必要情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断される場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重の上、適宜提出期限を定めた上で、大規模買付者に対し追加的に情報を提出していただくよう求めることがあります。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した旨を証明する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実およびその交付日を開示いたします。また、当社取締役会に提供された本必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

（4）取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式を対象とする公開買付けの場合には60日間、または、②上記①以外の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、または後記（5）「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の③における株主総会における対抗措置発動に係る議案が決議されるまでの間は、大規模買付行為を開始することはできないものといたします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部の第三者の専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行

為の評価・検討を行います。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を保護ないし確保することを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当を実施する場合の概要は別紙2に記載のものが考えられます。

② 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断いただくことになります。ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると合理的に判断される場合には、企業価値および株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置をとることがあります。具体的には、大規模買付行為が以下のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

(a) 大規模買付者の買付け等が以下に定める類型に該当し、当該買付け等が明白に当社グループの企業価値および株主共同の利益を侵害する場合。

- i) 大規模買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）。
- ii) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大規模買付者等やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行っている場合。
- iii) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っている場合。

- iv) 大規模買付者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額の株主還元をさせるか、あるいは一時的な高額の株主還元等による株価上昇に際して買収株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の買付けを行っている場合。
- (b) 大規模買付者の買付け等が、最初の買付条件を有利に、その後の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、最初の買付けに応じなければ不利益を被る状況を策出し、株主に株式を売り急がせる場合（強圧的二段階買収）。
- (c) 大規模買付者の買付け等が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えない場合。
- (d) 大規模買付者の買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性、買付け等の後における当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な場合。
- (e) 大規模買付者の買付け等が、当社グループの企業価値および株主共同の利益の源泉である当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される場合。

③ 株主総会決議における対抗措置の発動

当社取締役会は、企業価値検討委員会が、対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることが相当であると判断し、企業価値検討委員会から具体的対抗措置の発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に係る具体的な議案を付議するものといたします。

その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見および企業価値検討委員会の勧告等の内容その他、当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令および証券取引所規則等に従って適時適切に開示いたします。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、大規模買付者から十分な本必要情報を受領後、速やかに当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、公告を行うものといたします。当該株主総会において議決権を行使することができる株主は、株主総会基準日における最終の株主名簿に記録された株主といたします。

株主総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとし、当社取締役会は、株主総会が対抗措置の発動を否決する決議をした場合には、対抗措置は発動いたしません。大規模買付者は、株主総会において対抗措置発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものといたします。なお、株主総会の結果につきましては速やかに開示いたします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後2年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、企業価値検討委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、本プランを修正し、または変更した場合は、その内容を適時適切に開示いたします。

3 株主または投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランは、具体的な対抗措置を発動するまで、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置自体を行うものではありません。したがって、具体的な対抗措置が発動されるまで、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益を保護ないし確保することを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会（株主総会における承認を経た後に開催される場合も含みます。）において、対抗措置として新株予約権の無償割当決議を行った場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他以下の(3)「新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様が必要となる手続き」の②「新株予約権の行使手続き」に記載の手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

ただし、当社は、後記(3)「新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様が必要となる手続き」の③「当社による新株予約権の取得手続き」に記載のとおり、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がかかる取得の手續きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、当社は、割当期日や新株予約権の無償割当の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、新株予約権の無償割当を中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式の株価の変動により、割当期日後および効力発生日後に売買を行った投資家の皆様は、不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手續き

① 名義書換の手續き

当社取締役会(株主総会における承認を経た後に開催される場合も含みます。)において、新株予約権の無償割当実施の決議を行った場合には、当社は、新株予約権の無償割当にかかる割当期日を法令および当社定款に従い公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は新株予約権が無償にて割り当てられますので、保有する当社の株式について振替を行っていない株主の皆様におかれましては、割当期日までに速やかに株式の振替を申請していただく必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当の効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使手續き

当社取締役会は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書(当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が非適格者でないこと等についての誓約文言を含むことがあります。)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでの間に、これらの必要書類を提出した上で、新株予約権1個当たり、1円以上で当社取締役会が定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1株の当社株式が発行されることになります。

③ 当社による新株予約権の取得手續き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續きに従い、当社取締役会が別途定める日において、新株予約権を取得いたします。また、新株予約権の取得と

引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付する時は、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての誓約文言および誓約に反し非適格者であった場合の違約条項を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行う際に、株主の皆様へ別途開示またはお知らせいたします。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが上記Ⅰ.「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則を充足しております。また、本プランは、経済産業省が平成20年6月に発表した企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書の内容にも沿っております。

(2) 企業価値および株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ.「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」の1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものであります。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主総会におきまして出席株主の過半数の賛成をもって承認可決されなかった場合は廃止されます。

また、上記Ⅲ.「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」の2.(6)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて

記載したとおり、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。

さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされております。そのため、本プランの導入および廃止ならびに株主総会が開催される場合には、株主の合理的な意思が反映される仕組みとなっております。また、定款変更においても株主意思をお諮りしております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動、または修正・変更等の運用に際して、対抗措置発動等を含む実質的な判断を客観的に行う諮問機関として経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、および社外の有識者で構成される企業価値検討委員会を設置いたします。そのため、本プランの運用に際しては、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、その判断の客観性、公正さおよび合理性が担保される仕組みとなっております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

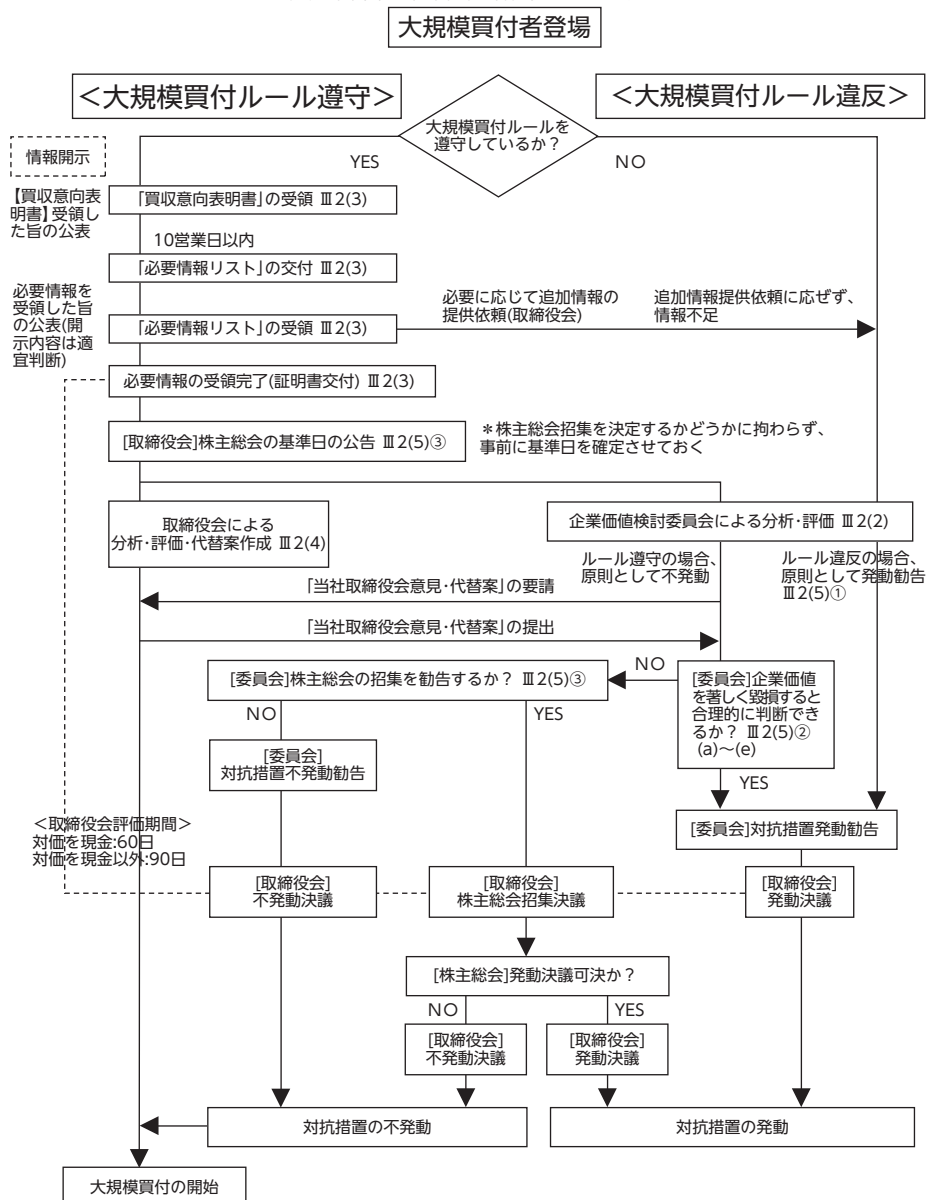
本プランは、上記Ⅲ．「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」の２．(5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ．「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」の２．(6)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されております。したがって、本プランは取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できないデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、現行選任されている取締役の員数と期差を前提とした場合、新任取締役が選出された後一定期間を経るまでは廃止できないスローハンド型買収防衛策でもありません。

以上

事前警告型買収防衛策フロー図



<別紙2>

新株予約権の無償割当の概要

1. 新株予約権の割当の対象となる株主と割当条件

当社取締役会において定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会において決定する。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

各新株予約権の行使に際して払込すべき額は1円以上の金額で当社取締役会が決定する。

(3) 新株予約権を行使する期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者による当社株券等にかかる株券等保有割合が合計20%以上であり、かつ企業価値検討委員会が当該大規模買付者の大規模買付行為が以下のいずれかに該当すると判断した場合、非適格者は新株予約権を行使できない。

① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

② 大規模買付者の買付け等が以下に定める類型に該当し、当該買付け等が明白に当社グループの企業価値および株主共同の利益を侵害する場合

(a) 大規模買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）。

(b) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で債務者の株式の買付けを行っている場合。

(c) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っている場合。

(d) 大規模買付者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額株主還元をさせるか、あるいは一時的な高額株主還元等による株価上昇に際して買収株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の買付けを行っている場合。

- ③ 大規模買付者の買付け等が、最初の買付条件を有利に、その後の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、最初の買収に応じなければ不利益を被る状況を策出し、株主に株式を売り急がせる場合（強圧的二段階買収）。
- ④ 大規模買付者の買付け等が、当該買収行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えない場合。
- ⑤ 大規模買付者の買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性、買付け等の後における当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な場合。
- ⑥ 大規模買付者の買付け等が、当社グループの企業価値および株主共同の利益の源泉である当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される場合。

(5) 新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項

法令に定める資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」といいます。）の2分の1に相当する額を資本金とし、その余を資本準備金とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡により取得するには、当社の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得

非適格者以外の新株予約権についてのみ、本新株予約権1個につき当社普通株式1株から3株の交付をすることを条件に新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。

3. 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とする。

<別紙3>

企業価値検討委員会の概要

1. 企業価値検討委員会の設置および委員等

- (1) 当社定款第53条の規程に基づき、対抗措置の発動の公正性・適正性を確保するため、企業価値検討委員会を設置する。
- (2) 企業価値検討委員会は3名以上の委員で構成されなければならない、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、および社外の有識者（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれに準ずる者を含む。）の中から選任する。
- (3) 企業価値検討委員の選任および解任の決議は、過半数の取締役が出席する取締役会において3分の2以上の賛成によることを要する。

2. 企業価値検討委員会の招集および決議等

- (1) 企業価値検討委員会委員、代表取締役および監査役会は、必要と認める時に企業価値検討委員会を招集することができる。
- (2) 企業価値検討委員会の議事は、委員の過半数の推薦を得た委員が執り行い、その決議は、過半数の委員の出席の上、3分の2以上の賛成多数をもって行う。

3. 企業価値検討委員会の審議および決議事項

企業価値検討委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告する。

- ①本プランにおける対抗措置の発動の是非
- ②本プランにおける対抗措置の中止または撤回
- ③大規模買付者が提出した情報が必要かつ十分か否かの判断および追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
- ④対抗措置の発動を株主総会に諮るか否かについての勧告
- ⑤本プランの修正または変更
- ⑥その他当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問する事項

4. 企業価値検討委員会への情報の集約

企業価値検討委員会は、大規模買付者が提供した情報、その他当社に関する事項について、必要な説明を求めることができる。

5. 企業価値検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、シンクタンク、フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

<別紙4>

企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴

1. 江藤 紀海（えとう のりみ）

【略歴】 昭和17年7月20日生まれ

昭和42年 4 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
平成 3 年 5 月 同行秘書室長
平成 5 年 6 月 同行取締役
平成 8 年12月 同行常務取締役
平成11年 6 月 同行取締役、ユニチカ株式会社顧問
平成11年 6 月 同社専務取締役
平成12年 4 月 同社取締役副社長
平成17年 4 月 同社代表取締役会長
平成19年 6 月 同社取締役会長
平成20年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）
平成21年 6 月 ユニチカ株式会社相談役
平成26年 6 月 当社顧問（予定）

2. 渡邊 治巳（わたなべ はるみ）

【略歴】 昭和29年6月7日生まれ

昭和52年 4 月 大阪商船三井船舶株式会社（現 商船三井株式会社）入社
昭和59年 4 月 株式会社エイ・エス・ティ（現 ITフロンティア）入社
平成12年 4 月 プレインセラーズ・ドットコム株式会社設立 代表取締役（現在に至る）
平成22年10月 当社顧問
平成23年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）

3. 葛西 清（かっさい きよし）

【略歴】 昭和23年5月30日生まれ

昭和46年 7 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
平成10年 4 月 同行コンプライアンス統括部上席調査役
平成14年 1 月 同行法務室長
平成15年 9 月 ニイウス株式会社入社 戦略法務担当理事
平成17年 4 月 株式会社日本ビジネスリース入社
執行役員 リスク管理統括部長 兼 お客様相談室長
平成20年 6 月 当社社外監査役（現在に至る）

<別紙5>

大株主の状況

平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は以下の通りです。

株主名	持株数	持株比率
株式会社ビジネスコンサルタント	440,000株	11.13%
株式会社リンクレア	360,000株	9.10%
株式会社ビーコン インフォメーションテクノロジー	235,000株	5.94%
三菱UFJキャピタル株式会社	222,500株	5.62%
株式会社三菱東京UFJ銀行	187,400株	4.74%
ビーエスピー社員持株会	165,450株	4.18%
TIS株式会社	145,800株	3.68%
株式会社クエスト	137,000株	3.46%
株式会社みどり会	135,000株	3.41%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	129,200株	3.26%

(注) 持株比率は自己株式(296,238株)を控除して計算しております。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

大手町サンケイプラザ 4Fホール

電話 03-3273-2258

(開催場所が例年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。